

総務委員会会議録

日時 平成23年3月9日(水) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後3時39分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 河西 敏郎
委員 前島 茂松 渡辺 亘人 石井 脩徳 堀内 富久
樋口 雄一 内田 健 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 笹本 英一
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 輿水 修策
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
総務部防災危機管理監 広瀬 猛 総務部理事 曾根 哲哉
総務部次長 山本 一 総務部次長(人事課長事務取扱) 原間 敏彦
総務部次長(財政課長事務取扱) 山下 誠 職員厚生課長 山本 芳彦
税務課長 深澤 肇 管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也
市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 堀内 浩将
出納局次長(会計課長事務取扱) 佐藤 浩一 管理課長 清水 郁也
工事検査課長 野田 祥司
人事委員会事務局次長 清水 文夫 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸
監査委員事務局次長 窪田 守忠 監査委員事務局次長 飯島 幸夫
議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 杉山 正巳

議題 (付託案件)

H22年度関係

- 第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第49号 平成22年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第50号 平成22年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第53号 平成22年度山梨県公債管理特別会計補正予算

H23年度関係

- 第6号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第7号 山梨県情報公開条例中改正の件
- 第8号 山梨県住民基本台帳法施行条例中改正の件
- 第9号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第10号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

中改正の件

- 第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条歳出予算の流用
- 第22号 平成23年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第23号 平成23年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第24号 平成23年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第28号 平成23年度山梨県公債管理特別会計予算

請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第19-10号については採否を留保するものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後3時39分まで（その間、午前11時31分から午後1時01分まで及び午後2時15分から午後2時32分まで休憩をはさんだ）総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※ 第46号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（財政調整基金積立金について）

内田委員 1つだけ教えてもらいたいことがあるので、お聞きしたいんですけども、出納局の出2、中部横断自動車道の新直轄区間に係る部分ですけども、10億円を基金に積み立てるというんですけども、これは今の知事が当選して間もないころに、たしか約180億円を150億円減額して、30億円の負担にしたんだということだと思うんですけども、これは今年10億円を補正で積み立てるんですけども、今現在積み立ててあるのはどのぐらいですか。

佐藤出納局次長 基金そのものについては、19年度から積み立てておりまして、19、20、21年で合わせて30億円でございます。今回10億円をさらに積み立てるということでございます。

内田委員 「今年度の交付税特例措置を踏まえ、後年度の負担額増加に対応するため」とありますよね。そうすると、既に30億円積み立てて、さらに今年10億円積み立てるということは40億円ですよ。これ、次の年もまだ積み立てることは考えているんですか。我々が一番心配するのは、180億円から150億円も減額された。県民もみんな、そういう理解をしているわけですよ。

その中で、補正予算で、「後年度の増額に備えて」とあるんですけども、ということ、増額されるということが前提なのかなとも思うし。交付税というの

は多分、我々もそういう理解をしているんですよね。交付税措置をされるわけですよね。交付税で来るんだから、中でプラマイをされた場合に、どの部分がどの部分かというのはなかなかわからないんだよね。県民にとってなんか全くわからない。そういう中で操作をされたらたまらないなと思うわけですよ。どのぐらいを予定しているんですか。もうこれで既に40億円ですよね。

佐藤出納局次長 19年度より15年間、特例措置ということで、額はどのぐらいかというのが確定されてはおりませんが、19年度の試算の段階では、約145億円を一応見込んでおります。来年度以降も今年度と同様にするかという扱いについては、今のところ未定でございます。

内田委員 145億円ということは5億円ぐらい減る可能性があるという理解でいいということ？

佐藤出納局次長 試算ではそのようなことで積んでおります。

内田委員 そうすると、このところも非常にわかりにくい部分で、我々にもわかりにくいし、一般の県民にはもっとわからないと思うのね。この交付税のやりとりというのはわからない。これ、選挙のときの公約みたいなものとかかわるんだけど、一般的には180億円の負担を150億円減額して30億円だと、今でも委員さんの中でも、そういうのをふだん使っていますよね。いろいろところでしゃべるときに多分使っていると思う。自分の選挙のときにもそういうことをしゃべっているはずですよ。

だけど、こういう状況の中で、今、お聞きすると、145億円ぐらいの試算だということは、それで5億円減るわけですよね。150億円じゃない。そういう部分というのはものすごく大事だと思うんですよ。だから、私はいつも財政課との話をするとき、地方交付税という話が出てきたときに、特例措置とって出るのでしょ。これ、あんまり当てにならないなと思うんだけどね。

それと、もっと心配しているのは、よく後年度は地方交付税で措置すると必ず言うじゃない。市町村なんて、今、みんなそうですよ。特例債についても何についても、みんなそう。7割は後年度、地方交付税でバックしてあげますよ、3割負担してくださいと。だけど、その3割というのがほんとうに3割かどうかというのはわからないんだよね。我々にわかるわけがないし、皆さんにだってわからない。これは、国がやることだから、国の経済、財政に応じて、これが決まってくるということだから、今の国の状況を見れば、みんなわかりますよね。負担総額は1,000兆円を超えていると言われていないですか。そういう中で、大体どこからそんな金が出てくるんだとみんな思っていますよ。

だから、これはやっぱりいろいろな機会に交付税についての説明を私はすべきだと思う。一般の県民の理解ってないですよ。議員さんたちの中だって、多分ないと思いますよ、部長。

古賀総務部長 今の中部横断の関係の積み立ての関係ですけれども、すみません、私も最初から経緯を知っておりますので、ちょっとお話をさせていただきますと、これについては、15年間にわたって毎年約10億円を加算するという上乗せの方式になっています。これは、いってみれば、後年度の交付税措置といったものと若干異なっておりまして、完全に普通交付税の算定のルール式の中に10億円を上乗せするような式がその当時19年度に組み込まれましたので、そうい

う点では、この中部横断自動車道の関係がなければ、確実に普通交付税の交付額は、計算上、10億円減っているということになります。そういう点でいうと、確実に毎年上乗せを、今もそうなんですけれども、これから15年間にわたって10億円ずつ上乗せをされるということになります。ここはそういう点では、交付税についていうと、タコが足を食べているようなものだというふうなこともよく言われたりしますけれども、これはそれとは若干違いまして、いってみれば、事業費補正、要するに、事業費に応じた上乗せに限りなく沿ったものということになろうかと思えます。

その上で、中部横断自動車道については、15年間よりももっと早い段階で本県の場合は計算が見込まれているわけですが、負担金についていいますと、もともと180億円が30億円ということになりましたが、県として180億円を払うということについては変わりはありません。ただ、払う財源として、10億円掛ける15年間が交付税に上乗せをされるというだけで、払う額として、180億円は払わなければいけないということは変わらないんです。

そうやってきますと、今、手元に正確に数値を持っていないんですけれども、ピークの24、5、6年あたりはかなり払いが集中するというので、今現在の負担金の払い額というのは毎年10億円ちょっとです。これがそれくらいのときに集中をしまして、一気に四、五十億になるという計算だったと当時承知をしています。そのときの払いに備えて、今まだ、毎年の支払い額が10億円のうちに、そして、いってみれば、中部横断自動車道が完成した後も毎年10億円来るわけですが、今のうちは、どちらかというに先に積んでおいて、そのピークで払えるような形をとっておかないと、そのときに財政状況、財政負担としてかなり県財政にしわ寄せが来るということを心配して、今、積んでおります。

ですから、来年度以降どうなるのかというお話がちょっとありましたけれども、これについては、とりあえず今年についていうと、備えて積めるだけの財政的なまだ体力もあるので積もうという判断ですが、それが来年度以降どうなるかということについては、事業の進捗、負担金と、あと、財政状況全般の中で、もしそれが積めるだけの体力がそろそろなくなってきたとなると、積むのを来年か再来年かそこら辺でやめるということになると思います。そして、今度はその積んだ分から吐き出すという作業になってくると思います。

それはそのときそのときの中部横断自動車道の直轄負担金の見込みと県財政の状況、これを総合的に勘案して、毎年度、積むか積まないかは決めていくことになってこようかと思えます。そういう点では、毎年10億円をいつまで積んでいくのかということについては、今回は積ませていただきますけれども、来年度以降も10億円を積むかということについては、また来年度改めてそのときに検討したいと考えています。

内田委員

わかりました。そうすると、当初約180億円、そして、減額される分も約150億円。ぴったりではなく、約ということですね。そうすると、今積んでいる基金みたいなものもどこまで積むかわからんけれども、トータルで県が負担として支払っていくのは、180億円を超えるかもしれないけれども、さっきの話だと、145億円ぐらい見込めるということは、5億円ぐらい減る可能性もあるということだね。

佐藤出納局次長

その点についていいますと、当時から150億円ぴったりではなく、私も正確な記憶ではないですが、当時から約150億円というのは、150ではなくて、146とか7とかそういう数字だったと記憶しているので、基本的

にその数字が今、動いているという認識は持ってはおりません。

内田委員 わかりました。私もそのところは、これ、あの当時の、要するに、最初の選挙のときの話だから、よくわかっているんだけども、そうすると、私が心配しているようなことはまずないと考えていいということですね。「将来の増額に備えて」、これ、増額とあるから、負担が増額されるんだって普通は思うじゃないですか。それはないということでもいいですか。

古賀総務部長 はい。

内田委員 それが知りたかった。いいです。

(私学振興費について)

小越委員 総18ページ、私学文書課の県立大学運営費交付金、これは12月議会のごときに、知事部局、それから、教育、警察関係と一緒に並びで、職員の人件費カットということになりました。私は12月議会同様、この点は反対いたします。もう1つ聞きたいんですけれども、次の総19ページ、私学振興費ですけれども、先ほどの御説明でいくと、人数が減ったので減ったというんですけれども、予算の内訳を見ますと、国の補助金が減って、同様に近い金額が県費で増えているのです。これはどういうことでしょうか。

大堀私学文書課長 ただいまの御質問でございますけれども、運営費補助金460万3,000円の減額に対して、財源の変更があったのではないかと御指摘だと思います。私立学校運営費補助金に関しましては、高校、中学、小学校、幼稚園とさまざまな校種、それぞれの段階において金額が異なっておりまして、またその財源構成も異なるということでございます。例えば、今回、それぞれさまざまな科目、校種ごとに申し上げますと、高校でございますと、生徒数は71名増えてございます。また、中学校でいきますと、生徒数は93名減少しております。それから、小学校にいきますと58名減少。あるいは、幼稚園ですと95名の増員ということでございまして、それぞれ財源構成が違ってございます。例えば高校とか幼稚園ですと、県で大きく上乗せしていますので、それが増えるということになれば、県の負担、持ち出し分が増えることとなります。それから、中、小であれば、国庫補助金の額も大きいため、その人数が減りますと、国庫補助金も減ることとなります。

あるいは、22年度の当初予算におきましては、20年度の実績をもとに積算したという経緯がございます。その当時は特別分というものがございました。国庫補助金の特別分で一定のメニューに即してやりますと、そのとおりでもって国庫補助金になったという部分はございますけれども、それが21年度以降、メニューが変わって、減った部分、そういったいろいろな条件がありますけれども、国庫補助金が減る要素がたくさん増えまして、むしろ県の持ち出し分が出ると理解をしております。

小越委員 国の補助金、補助単価とか補助が出るこの仕組みが変更されて、その分を県費で穴を埋めたということでもいいんですか。この国補が減って、県費が増えている。人数が変わっただけでこんなに変わるんですか。そうしますと、私立学校の運営に伴って、私立学校が今まで受けていた補助金が来なくなるということになるんですか。私立学校の運営に支障をきたすようなことになるんですか。

大堀私学文書課長 先ほど申し上げましたようなポイントでやっておりますので、それで学校運営に支障をきたすというような御心配はないかと思っております。

小越委員 支障をきたさないように、県費で穴を埋めているということでいいんですか。国補がそのまま減らされて、その分は県費で補っているという理解でいいんですか。そうじゃない？

大堀私学文書課長 すみません、細かい説明が必要なため、ここで一から十まで御説明できなくて大変申しわけありませんが、このポイントが減ったという部分についてはそのとおりでございます。あと、高校、中学、小学校、幼稚園、それぞれで財源構成が違うという部分もあって、県費の部分が増えるということで御理解いただきたいと思えます。

小越委員 国の補助金が減らされて、私立学校の運営がそれでそのまま大変だということはあってはいけないと思っております。と同時に、就学されているお子さん、保護者の負担が増えてはいけないと思っておりますので、国の補助金が削られた分はしっかり県で補えるようにしてもらいたいというのが要望です。

(県債の発行について)

小越委員 それから、総2ページのところです。先ほど中部横断自動車道の地方交付税の話がありましたけれども、先ほどの御説明でいくと、公共事業を含めて、39億円の県債を発行して、10億円の県債のマイナス補正で28億円増えたというお話だったんですけれども、今回の補正予算で、地域経済対策公共事業費73億円ですか、それから、ほかにも県単の地域経済対策というのが出てくるんですけれども、今回の補正の公共事業に含まれている県債の発行は39億円ということですか。幾ら発行されたんでしょうか。

山下総務部次長 2月補正でお願いをしております県債の発行関係のうち、国の経済対策、補正予算に伴う、公共事業の執行に当たりましての県債は、約35億円、それから、国の地域活性化交付金を財源の一部といたします、県単公共の15億円の計上に伴う県債発行が約4億4,000万円ということになります。

小越委員 それで、総務ではないですけれども、土木とか農政のところを見ますと、公共のところ、今までの公共事業の追加や、新しい公共事業が出てくるんですけれども、例えば耕地課のところで見ますと、畑地帯総合整備事業のところ、経済対策に伴う補正が出てきますけれども、これに伴って、県費を削って、県債を増やしているというのがほかにもあるんです。県費を削って、県債を発行しているというのはどうしてなんですか。ほかにも幾つか出ていますけれども、この公共事業は、県費の負担を削って、県債を増やしているという財源更正になっているんですか。

山下総務部次長 今回の2月補正は非常にわかりにくくなっている部分としまして、1つは、国の経済対策に伴う公共事業73億円余の増額を純粹に出ているだけではなくて、既存の公共事業に伴う事業費確定分によりまして財源更正等を行っている部分もあります。その両方が合わさって、同じ事業名の中に2つの性質を持ったものが出てきて、それを一緒にしているために、表向きにはそういう形で見えるということでございます。

小越委員 ということは、今回のこの39億円は、県費を削って県債を増やすのは、純粋に公共事業に伴って、県債を発行したということではないんですか。

山下総務部次長 そうでございます。

小越委員 それでいきますと、この県債の発行で今後の負担がどうなるかなんです。それは先ほど話がありましたけれども、県債発行に伴って、この借金の返し方は、地方交付税、何かいろいろな措置があるんでしょうか。

山下総務部次長 今回の国の経済対策に伴う公共事業に係る県債は、いわゆる補正予算債と呼ばれるものでございます。一応、後年度の負担は、交付税で基本的には100%いただけるという内容のものでございます。

小越委員 地方交付税で100%来るということが、理論上はそうかもしれませんが、それに色がついてくるわけではないですよ、確かに。それで、今、国の財政状況を見ますと、地方交付税の状況を見ても大変な状況になる中で、地方交付税でバックされるからという内容で、県債をどんどん発行するような仕組みに、この公共事業誘導になっていくんじゃないかと恐れているんですけども、いかがですか。

山下総務部次長 交付税上には、いわゆる後年度の歳出の需要額の中に、今回発行いたします県債の元利償還金を算入いたしますので、必ずそれは計算上に含まれるということでございます。それが1点。

 もう1点。今回は経済対策ということで実施するものでございますから、県内の景気動向等を見ながら、積極的に有利な県債を活用して実施するものであります。

 もう1点、今回の結果といたしまして、総額で28億円余の県債の増額になるわけですが、この増額を行いましても、行革大綱で22年度末を目標としております、380億円程度、通常県債等の残高を減らすという計画に対しまして、530億円程度削減が達成できる見込みでございます。

小越委員 では、この73億円のうち、約3分の1、半分近くが、借金というか、県債ということになっていきますよね。30何億円ですから、この経済対策で73億円がドーンと全部来るわけではなく、その半分ぐらいが県の借金で補なわなければならない。それは後年度で来るからと言うんですけども、私、このやり方が全国でやられていて、全国で後年度負担がちゃんと来るからということで、この経済対策という名の中でどんどんやられてきたことが、大きな借金をつくってきた1つの原因ではないかと思っています。

 そこで、この73億円を出した場合の、さっき、経済問題がありました、山梨県の経済波及効果はどのぐらいあるんでしょう？

山下総務部次長 本会議でもそのようなお話があったかと思いますが、産業連関表でいくと、1.5とかそういうようなことであろうかと思いますが、末端までは詳しい数字が手元にございませんで申しわけないですが、これまでの経済対策の実施によりまして、リーマンショック以降、平成20年度の倒産件数が100件を超えていたものが、現在、その半数以下。負債総額につきましても、約5分の1になったというようなこともございますので、経済的な効果はあろうかと考えています。

小越委員 やっぱり国全体でこの考え方を変えていかないと、地方交付税で措置されるからということで、半分以上が借金をつくっていく。73億円全部、丸々国からお金が来るわけではないんですよ。73億円全部くれるわけではなく、借金をつくり、そして、それが後で交付されると言いますが、それを全国でやっているわけですから、地方交付税がパンクするのは当然の話だと思います。

 そして、産業連関表を見ると1.515倍かな、それだったら、73億円はもっと違う使い方をするべきだと思います。地元の人たちは、建設業の人たちは、そんなに景気がよくなっていると思いません。倒産しているところが少ないといいますけれども、1,000万円以下の小さいところはどんどんつぶれているわけですよ。そこの手立てを考えずして、ここの1.515倍だけで経済波及効果があったというふうに私は思いません。借金を増やしていく、この仕組みそのものを変えるべきですから、ここについては私、反対いたします。

討論 なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第49号 平成22年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第50号 平成22年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第53号 平成22年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第6号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第7号 山梨県情報公開条例中改正の件

質疑

内田委員 情報公開審査会と情報公開制度運営委員会を統合することについては全く異論がないんですけれども、審査会そのものについてちょっとお聞きしたい。情報公開条例に基づいて情報開示を求めますよね。例えば選挙管理委員会だとか、あるいは公安委員会だとか。そうすると、そこから、多分、情報公開審査会へ送りますよね。そうすると、情報公開審査会ということは、私は、審査会というんだから、そこでまさに審査をするものだと思っていたんだけど、それは機関によって、直接の審査をしないところもあるんですか。

大堀私学文書課長 今、開示請求の場面でのお話がございましたけれども、この審査会は、実際、開示請求に対する応答と、その後その応答に対する不服があった場合審査するのと2段階ございまして、審査会につきましては、処分があった後、それに対する不服、一部開示決定とか全部不開示とかそういったもの、もっと開示ができるんじゃないかというアピールをした場合に、実施機関を経由しまして、審査会のほうで審議をしていただいて答申をするということになっております。通常の開示請求に対しましては、実施機関が判断をしております。

内田委員 私、何でこれを聞くかということ、実はほんとうは警察のほうで聞いたほうがいいのかと思うんだけど、たまたまこれは条例を改正するというのでここでお聞きしたいんだけど、山本美保さんの事件に関して、DNA鑑定が実は2回されて、科警研、警察庁の科学警察研究所、そこでまず1回目がなされて、当然、その鑑定資料がありますよね。その1回目で判定ができなくて、名古屋大学の医学部に委託をして、そこで2回目の鑑定をしたんですね。

その鑑定の資料の閲覧はできるんですけれども、ものすごく厚い資料ですよ。それをコピーすることもできない。閲覧だけはできる。そこで、山本美保さんの家族を支援する会が、公安委員会にこの情報開示条例をもとに開示してほしいと。開示してほしいというか、要するに、資料の開示を求めたわけだ。そうすると、窓口は公安委員会なんだけれども、公安委員会は何をしたかという、情報公開審査会に送ったわけですよ。そうすると、情報公開審査会は、諮問庁というんだから、何ていうのかな。諮問庁というのはこの場合はどこをいうんですか。諮問庁というんですね。

大堀私学文書課長 諮問庁というのは、先ほどの話で申し上げました第2段階で、多分、全部不開示という処分、警察本部長が全部不開示という処分をしたということに対して、不服があるということで審査請求をされたという事案かと思えます。それは警察本部長の処分について、上級庁である県公安委員会に対しまして、処

分不服であるから審査をしてくださいということで公安委員会に出して、審査請求をしたと。審査請求になった場合には、県の情報公開条例に基づきまして、こういったものに関しましては、県の情報公開審査会に対して、処分の内容に関して妥当であったのか、違法性はないかと、そういった点について諮問するということですので、諮問庁というのは、この場合、公安委員会ということでございます。

内田委員

そうすると、私、すごく不思議だと思うのは、窓口が公安委員会なんです。公安委員会が窓口であって、しかも、諮問する。諮問ということはまさにそこに諮るわけでしょう？ 情報公開審査会がそこに諮るわけですよ、判断をしてほしいと。その判断をするところが公安委員会であったらば、何回これやってみたって、ノーという結論がそのまま出てくるじゃないですか。

まさにきのう実はそれがあったんですよ。私が委員会の最中だったから、その情報はまだなかったんだけど、山本美保さんの妹さんのところにそういう通知が届いていたんです、きのう。そこで、実は私にメールで情報がきました。これ、わからないの。窓口になっている公安委員会が審査会から諮問されて、そこが審査をした。そんなの、バツにするのが当たり前じゃないですか。何の意味があるのか私には全くわからないんだけどね。

大堀私学文書課長 今、委員のほうで、審査会から諮問があったというお話がありましたけれども、逆でございます。公安委員会のほうで審査請求に対する判断をする際に当たって、前段として審査会のほうに、処分の妥当性について諮問をしたということでございますから、まず第三者として審査会のほうで、今回の全部不開示事案に対して、妥当であるかどうか、違法性がなかったかどうかを審査します。その審査結果の答申を公安委員会にしますので、それに基づいて、公安委員会のほうで審査請求に対する処分をします。公開条例につきましては、審査会の答申を最大限尊重するというようになっておりますので、おおむね、そのときはそれに基づいてやるということですよ。

内田委員

理屈からいうと、私もまさにそうだと思ったのね。後でそのメールもまたお見せしますよ。私にもわからないんだよね。こんなことをやっていたら、何回やったら同じことの繰り返しだなと思ったんだよ。

でも、その妹さんのところに返ってきた書類は、審査会から返ってきているんですよ。審査会の委員長さんが、私、名前をちょっと思い出せないんだけど、審査会から返ってきているんです。だから、私がおかしいと。だって、公安委員会から諮問するわけでしょう？ だから、それが私がおかしいなと思っていることなんだけれども、そここのところがわからないから、今日たまたまこの条例の改正の件があるからお聞きしようかと思ったんだけど。統合すること自体は私は全然オーケーだと思いますので、いいですから、後でまたその部分は教えてください。私にも全くわからない。

小越委員

審査会と委員会の2つを1つにするということで、なぜ今まで2つに分かれていたんですか。

大堀私学文書課長 他県もそうでございますけれども、情報公開制度はここ10年、20年、運用が図られているというところでございます。制度のスタート時点におきましては、2つの機能をそれぞれ持って、担当する事務それぞれのボリュームがあるだろうという判断でスタートされたと考えております。その後、運用が

安定してきたものですから、1つの機関で十分対応できるという判断に帰結したと考えております。

小越委員 2つの機能を別々に持たせていた意味はどこにあるんですか。わざわざ2つつくっていたという意味。

大堀私学文書課長 情報公開制度が始まった当時、委員も重々御承知だと思いますけれども、情報公開制度につきましては、まず自治体が先行してやっている経過がございます。いろいろな試行錯誤、トライ・アンド・エラーがございまして、そういった中で、最終的に平成12年に国のほうでも情報公開法を持つということでもございました。制度については、どういう制度設計にするかという点につきましては、全国の中でいろいろな取り組みがあったと承知しております。そういう点で、それぞれ、制度運営委員会におきましても、当時においてはいろいろな議論をする場を設ける必要があるという判断であったと思われまいます。平成12年以降はおおむね国の制度に自治体のほうもなっておりますので、制度設計も基本的にこれに基づいているという理解であります。

小越委員 やっぱりわからないですけれども、2つをわざわざ分けていた理由があると思うんです。今、それは、よくなったから、2つを1つにするという話ですけども、わざわざ2つに分けていたという理由があると思うんですよ。それは何なんですか。

大堀私学文書課長 説明不足なのかもしれませんが、再三申し上げておりますとおり、制度創成期にいろいろなバリエーションが考えられるということでもございます。ですから、それを1つの機関でもって審議したと。平成12年の制度運営委員会の9回の集中審議の際に、実際いろいろな条例と、本県の旧条例と、それから、法の間でかなりいろいろなポイントが違ったわけでした。それについて、どっちにどう合わせるかと。国に合わせるか、本県独自のルールで決めるか、いろいろそれぞれに議論をしたということで、制度運営委員会の審議が必要だったということでもございますけれども、今は既に議論が終わっておりまして、制度も安定的に運営されているということでもございますので、1つの機関に統合して差し支えないという判断だということでもございます。

小越委員 今の説明ですと、今まで何で2つがあったのかは不明ですよ、時が経過したら、2つを1つにしまえばいいということで1つにしたというけれども、今まで2つにしていた意味があったからやっていたと思うんですよ。これによりますと、不服申し立てにかかわるもの、これが前者、すなわち、情報公開審査会。それで、不服申し立てのところも含めて今度は全部一緒にするということですよ。そうしますと、今まで不服申し立てについて審議していたところと、それが正しいかどうかそれを審議するところと、それを受けるところが、今度、すべて一緒になるということですよ。それが1つになっていいのかという意味です。

大堀私学文書課長 ですから、制度設計をするところと日常的な運用をするところと、それが一緒になるということでもございまして、相反する作用のものを一緒にするというふうには理解しておりません。

小越委員 私はやっぱりこの不服申し立てというのを、ここのところ、不服申し立て3

章の1節、諮問審査会の調査審議のとき、答申の尊重義務が削られてしまうんですよね、これによりますと。不服申し立て情報公開審査会に改められて、答申の尊重とか諮問が、なくなってしまうと、それを全部一緒に含めてやるということになりますと、訴えるのとそれを審議するところが一緒になるということになりますと、それは効率だけであればいいかもしれませんが、本来のあり方から私は反すると思いますので、ここには私、反対いたします。

討論 なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第8号 山梨県住民基本台帳法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第9号 山梨県職員定数条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第10号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第16号 平成23年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条歳出予算の流用

質疑

(県立大学運営費交付金について)

小越委員 まず、私学文書課の総32ページ、県立大学大学運営費は、昨年度に比べて

大幅に県費が少ないんですけれども、これはなぜですか。

大堀私学文書課長 県立大学運営費交付金でございます。8億7,000万円ほどになってございます。これは、当初予算で骨格的予算という考え方のもとに、平成22年度の当初予算のおおむね8割ということで計上された結果、それが7億6,200万円という形になってございまして、それ以外の経費を含めまして、8億7,000万円余となっております。

小越委員 では、20%はどんなことを考えていらっしゃるんですか。去年より2割も減ったということになりますと、運営するのは大変ではないかと思えます。だって、1年間の見通しというのがあると思うんですけれども。

大堀私学文書課長 冒頭に部長のほうから骨格予算ですということで御説明をさせていただいたとおりでございまして、その2割ということに特に意味があるわけではございません。22年度当初予算の8掛けで計上させていただいているということでございます。

小越委員 大学を運営するに当たっては、1年間の経費が幾らかかって、そして、入学科と授業料と、それから、いろいろなことを考えていくので、これで資金繰りが大丈夫かなと思っているのが1つと、国立大学を含めて、交付金が削られてくる現状があるんですけれども、それはどのようになっているんでしょうか。

大堀私学文書課長 実際の交付の状況でございますけれども、今年度におきましても、年間4回に分けて交付してございまして、基本的には22年度と同じように4月にスタートする予定でございますので、資金不足とかそういったことはないと考えてございます。6月議会で御審議いただきますので、それでもって十分に肉付けがされると思っております。

それから、効率化係数のことを多分お尋ねになったかと思うんでございます。それにつきましても、中期計画で、年1%ずつ、約1,000万円ずつ効率化係数を掛けたということで御了承いただいております。それについては既定路線と考えてございますので、それを前提に6月補正で御説明させていただくという格好になろうかと思っております。

小越委員 1%ずつカットしていくということは、国立大学の先生方もはじめ、皆さんにそれには増額を要求しております。県立大学も、この1%を毎年カットされるということについては、私はここは反対をします。

(税込確保対策特別事業費について)

小越委員 それから、総20ページ、税込確保対策特別事業費のことをお聞きします。地方税滞納整理機構をつくって3年たち、私はそれはもう廃止するべきだと思っています。差し押さえありきの方針のもとでやってきて、市町村はじめ、多くの皆さん、差し押さえをされているんですけれども、今回また3年間延長され、この予算が計上されるということで、ここは私は反対いたします。

その中でお聞きしたいのは、21年度もそうですけれども、22年度に5つのポイントが出されておりました。「滞納整理の差し押さえは、数値目標を設定し、進行管理することが必要」「早期の差し押さえの実施」「少額分納は原則認めない」「延滞金はしっかり徴収する」もう1つ、「法令に沿った不納欠損を行う」。この5つのポイントは、来年度はどのように変更されるんでしょうか。

- 深澤税務課長 5つのポイントにつきましては、やはり法令にのっとりまして滞納処理を進めていきたいと思っております。それから、途中で追加をいたしましたけれども、生活困難者については、その実態を把握して、適切な猶予措置を講ずることとしております。この法令にのっとりた滞納整理と、それから、適切な納税の猶予措置、これをバランスよく、引き続き、市町村に対しまして、5つのポイントとしてお示しをしていこうと考えております。
- 小越委員 この5つのポイントを撤回せずにそのままやるということで今、御説明があったと思っております。この中で一番私が気になっていることは、差し押さえの件数の数値目標を設定し、進行管理するということがあります。差し押さえの数値目標を設定する、進行管理するというのは、どのようなことを指導されているんでしょう。
- 深澤税務課長 数値目標を設定し、進行管理することが有効であるということで、これはあくまでも市町村に対する助言でございます。ですから、甲府市のように数値目標を設定していないところもありますし、これまで差し押さえをやったことがないところにつきましては、差し押さえなど、その手段に対します数値目標を設定することも有効ではないかということです。実際に数値目標を立てるかどうかはそれぞれの市町村の判断になるかと考えております。
- 小越委員 でも、県がこのように助言しますと、どこの市町村も数値目標を立てるんですよ。200件、300件という数値目標を立てて、それが達成されますと、営業努力じゃありませんけれども、次の目標がまた掲げられるわけですよ。どこかの営業のように、だれさんがこうなって、グラフがこうなるとかということがやられている市町村があることを課長は御存じだと思います。
- それともう1つ、新しく、昨年度加わったところに、滞納者の生活実態の把握に努めて、適切な猶予措置を講ずることというのがあります。では、この1年間、もうすぐ終わりますけれども、どの程度の件数、猶予措置がされたんでしょうか。
- 深澤税務課長 徴収猶予の件数につきましては、平成21年度が18件、それから、22年度の上半期ですけれども、22件ということで、確実に対象件数については増えてきております。ということで、徴収猶予すべきところはするように、引き続き、助言をしてまいりたいと考えております。
- それから、最初の御質問でありますけれども、5つのポイントにつきましては、これはまさに法律にのっとりやることですので、引き続き、5つのポイントにつきましては市町村にお示ししていきたいと考えております。
- 小越委員 市町村は、法令にのっとり、差し押さえが先にまず来るんですよ。その徴収猶予が18件、22件と言いますが、全体の差し押さえ件数は、平成21年度でいきますと4,000件もあるわけですね、市町村だけで。そのうちの18件、22件というのはほんとうに少ない数だと私は思います。1%もいかないですよ。この方々が悪質だとはとても思えません。徴収猶予がほんとうに必要かどうかしっかり話を聞いているのか疑問です。そして、徴収猶予の申請書がどのくらいの市町村に置いてあるんですか。
- 深澤税務課長 徴収猶予というのは、地震や火災などの災害の場合とか、あるいは、病気の

場合など行うもので、申請を出せば済むというものではありません。それ以外に、換価の猶予という制度がございまして、これは徴税吏員の裁量で分割納付もできるというようなことですので、それらをあわせまして、適切に運用していきたいと考えております。

小越委員 換価の猶予を含めてどのぐらいあったんでしょうか。4,000件ありますけれども、その前に、「差し押さえに当たっては、滞納者の生活実態の把握に努めた上で」というのがあるんですよね。給料を差し押さえられたら生活していけない。そういうことも含めて、滞納者の生活実態を把握しているかどうか重要だと思うんです。じゃあ、換価の猶予はどのぐらいあったんですか。

深澤税務課長 換価の猶予については把握してございません。

小越委員 把握していないということですが、この5つのポイントだけが先行してしまい、ほんとうに滞納者の生活実態把握ということを飛ばして、差し押さえが先に行っているというのが市町村の現状だと思っております。給料を差し押さえられて、どうしていいかわからないんだから。給料だって、それは預金に入ったからって、それは預金を差し押さえたとか、年金は預金だからと言いますけれども、そのもとは生活費そのものです。生活費そのものを差し押さえることがあってはならないと思いますが、その点はいかがですか。

深澤税務課長 それはそれぞれの滞納者の生活実態を把握しまして、給料を差し押さえても、生活に支障がないという判断のもとに差し押さえをしておりますので、これは適切な滞納整理だと考えております。

小越委員 では、給料を差し押さえたなら生活できないとわかった場合は、差し押さえをしないということですか。

深澤税務課長 もし仮に給料を差し押さえた結果、その方がそれによりまして生活ができないという状況が判明した場合には、それは当然、差し押さえを解除するということになります。

小越委員 それがなかなかできていないことが実態だと思います。本会議でお話ししましたが、国民健康保険税、保険料も同じように来ますけれども、国保税の滞納による差し押さえが、山梨県だけ、ほかの県に比べて異常に急増しています。倍増しているんですよね。それはなぜなんでしょうか。そちらは税務課として把握していらっしゃるのでしょうか。

深澤税務課長 国保税あるいは国保料につきましては、国でいえば厚生労働省、県においては福祉保健部が所管いたしまして、いわゆる保健行政の中でやっていることでございますので、総務部あるいは税務課としては承知はしておりません。

小越委員 でも、市町村へ行きますと、同じような方が国保税も住民税も県税もみんな一緒に集めているわけですよね。そうしますと、国保税を滞納していますと、国保の保険証を取り上げられて、実質的な命にかかわることが今、行われようとしている中では、この差し押さえありきの方針があるばかりに、市町村がそのような方向に行っているのではないかと私は思っています。

この滞納整理機構は私はやめるべきだと思っています。このようなことをし

ますと、差し押さえが先行してしまいまして、先ほど、換価の猶予は数字がないとおっしゃいましたけれども、徴収猶予も18件、22件と、4,000件近い差し押さえ件数のほんとうにごくわずかです。市町村でお話ししても、「そんな申請書ありません」と窓口で言われ、「そのようなことはできません」ということを言われることも多々あります。そのことがないように、この5つのポイントはぜひ、私は撤回するべきだと思います。この滞納整理機構の予算については、私は反対いたします。

(議会費について)

小越委員 もう1点です。議会費のところですか。来年度の議会費の中で、議員の海外視察研修は、何人分、お幾ら計上されているのでしょうか。

杉山議会事務局総務課長 議会が行う研修につきましては、山梨県議会研修要綱に基づいて実施しておりますが、その中に議員の海外研修について規定されております。その中で、1人当たり1任期90万円を限度とするということが決まっております。それと、人数につきましては、過去の例から、年間20人分を計上すれば、議員の申し出に対応できるということで、90万円掛けることの20人で1,800万円を計上しております。

小越委員 今回、1,800万円が議会運営費の中に入っていると思います。それで、本会議のときに知事政策局長が、手続きをしっかりとっていただければ、それは妥当だというお話もありましたので、手続きのことを教えてもらいたいですけれども、この間手続上はどのようにされているか。例えばこの前視察研修に行った方々は、派遣が決定された日が11月2日です。派遣が決定されて2日後の11月4日に目的地に向かって飛行機に乗っていらっしゃるんですけども、その申請の手続、それはどのような段取りでやっているのか、何をもって申請するのか、その中身を少し教えてください。

杉山議会事務局総務課長 今も言いましたように、議員の海外研修につきましては、山梨県議会研修要綱に定められておりまして、その中で、「議員の海外研修については議員の派遣として実施する」ということが決まっております。議員の派遣の手続につきましては、研修要綱の中で、「研修を受けようとする議員はあらかじめ海外研修申込書に研修計画、旅行日程、見積書、その他参考資料を添えて議長に提出する」となっております。議長は内容を審査して、適当と認められるときには、会議規則に議員派遣の規定がございますが、それに従って、議会の議決または議長において派遣を決定するという手続をとっております。

それから、研修が終了しましたときには、直ちに海外研修終了届を議長に提出する。そして、その後速やかに、研修の日程、研修者の氏名、研修地の概況、研修の目的、内容、成果等を主題とした海外研修報告書を議長に提出することとされております。議長に提出された海外研修報告書については、他の議員等に対して開示するという事になっておりまして、これにつきましては、議員等の閲覧に供するために、議会の図書室に備えております。

小越委員 申請書に計画と日程と見積もりを添えて、議長に提出するとあります。提出してから、それが決定するまでどのぐらいかかるのでしょうか。申込書を出されて、それから、審議をして、チェックをして、決定されるのはどのぐらいかかるんですか。

杉山議会事務局総務課長 先ほど話がありました、11月にフィンランドへ研修に行った議員のものは、申し込みが11月1日で、4日からの研修ということになっております。4日から10日までの研修。この派遣の決定につきましては、過去に最高裁判所の判例の中に、普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の議決機関としてその機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、日本国内や海外に派遣することができると判例の中で言われておまして、かなりの議会の裁量が認められていると認識しております。したがって、本県の行財政運営に関連のあるものについては、議員からの申し出は広く認められるべきではないかと考えております。

小越委員 ということは、このフィンランドの場合でいくと、11月1日に申し込みをされて、2日に決定して、4日にはもう行っていると。1日に申し込みされて、どういう計画で、見積もりも含めて、それから、日程、中身も含めて、どういう審議というか、チェックをするのでしょうか。それは議員の裁量の範囲ということになりますと、スルーでそのまま判こを押すということではないのでしょうか。

杉山議会事務局総務課長 先ほども言いましたように、研修申込書に研修目的が示されて出されますので、それが明らかに本県の行財政運営と関係のないものであれば、認められないと考えますが、関連のあるものについては、広く認めるべきと考えて、派遣を決定しております。

小越委員 そうしますと、例えば旅費の中身等について、例えばもっと安い飛行機、ホテルの利用を検討するということ、申請を戻すとか、検討し直す、そういうことはないんですね。

杉山議会事務局総務課長 派遣については、決定は議会または議長が行っておりますが、研修計画については、議員の自主性というか、議員の考えを尊重しておまして、議員が研修を受ける場合に、みずから旅行会社と折衝して、相手方とのアポイントとかそういうことをやっておまして、その旅行会社の見積もりをもとに、派遣の費用を決定しております。派遣の研修要綱の規定によりまして、旅費につきましては、山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に規定する額で算出するというようになっておりますので、それを超える場合には、条例に基づいた額に調整をしております。

小越委員 ということは、ほとんど議員が出したものをそのまま、見積書もついていれば、ノーチェックのままでいくという話だと思います。
もう1点、先ほど、研修後速やかに報告書を出すようにと言いましたけれども、「速やかに」というのは、どのぐらいの期間をもって速やかにと言うのでしょうか。

杉山議会事務局総務課長 速やかにというのは、できるだけ早くということではないかと思えます。議会事務局としても、なるべく早く出していただくようには考えておりますが、研修に参加した議員が資料の整理とかそれなりに時間がかかるのではないかと考えております。ただ、あまり時間がかかるものについては、なるべく早く出していただくように督促はしております。

小越委員 速やかに、なるべく早くというのは、今までのことを見ますと、大体半年ぐ

らいかかって提出されている。早くて3カ月、4カ月後に報告書が提出されているのが現実だと思っております。今までの話を聞きますと、申請をして、すぐ決定になって、そして、中身については議員の自主性に任せるということでほとんどノーチェックでいくと。報告書は、早く出してくれというけれども、半年ぐらいたっても、出てきたりこなかったりする。

それで、聞きたいんですけども、この議員の海外研修はほかの研修とは位置づけが違うと思うんです。わざわざ議会の議決を経て行くのが筋になっています。それはほかの一般研修と議員の海外視察研修はどこが違うからですか。

杉山議会事務局総務課長 委員のおっしゃるように、この研修につきましては、先ほども言いましたように、議員の派遣という形で実施しておりますので、まず決定について、議会の議決または議長の設定が必要ということになっております。例えば、政務調査費で行う研修につきましては、各議員が政務調査費の用途基準に沿った形でどういう内容の研修をするかというのは、各議員の自主性に任されております。この議員派遣についても、研修の内容、それから、どういうところを研修する、どういう形で研修するというのは、議会の裁量権がかなり認められておりますので、議員の自主性はかなり尊重すべきと考えますが、最も違うのは、議員の派遣ということで、議会の議決または議長の設定によって派遣されるということでありまして。ただ、内容的には、今言いましたように、議員の自主性がかなり尊重されるべきだと考えております。

小越委員 議員の海外視察研修がほかと違うのは、県政の役に立つ、県政に資するものというところがたしか海外視察研修の目的にあったと思います。ほかの一般研修とは違うんですよ。県政の課題に資するというのが一番の目的になっている中で、申込書が11月1日に出されて、2日に決定される。県政に資するのであれば、要人の方と会ったり、役所に行ったりする中でかなり詰めていかないと、アポをとったり、時間調整ができないと思うんです。それがなぜ直前に出されてくるのか、私は疑問なんです。もっと前からわかっているはずなんですから、議会の議決にかかるはずだと思うんですけども、そこはただすことがないんでしょうか。

杉山議会事務局総務課長 先ほども言いましたように、研修の目的とか、研修場所、それから、どういう形で研修するかというのは、研修を行う議員に任されていると考えております。ですから、研修までに各研修を行う議員は、相手方とのアポイントなりをとっている。現実に行った先で、そちらの例えば公的な機関の職員と会って、話を聞いているということもあります。

ただ、必ずしも公的なところを訪問するとか、そういうことだけが研修ではなく、それ以外の研修の方向なり、だれと会って話を聞くというものは各議員に任されていると考えておりますので、必ずしも公的機関を訪問したり、相手方と会って話を聞かなければ研修にならないとは考えておりません。

小越委員 今話を聞きますと、相手方と会わなくても、研修だと言いますが、議会の議決を経て行く、そして、議員の海外視察研修は、県政に資するもの、役立つものということが海外視察。一般研修と違うんですよね。だから、なおさら重みがある。それだったら、向こうにわざわざ行って話を聞いてくるのであれば、もっと前からわかるはずなのに、どうしてこうやって突然出してきた、そのまま行くのか。県民に全然わからないですよ、どうなっているのかが。報告書も半年ぐらいたっても出てこない。それも、どこに行ったのかわからな

い。こういうのは不透明なお金の使い方ではないかなと私は思い、このところに今回予算を計上することは私、反対です。

討論 なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第22号 平成23年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第23号 平成23年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第24号 平成23年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第28号 平成23年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)

小越委員 採択すべきだと思います。留保とかではなく、これは平成19年10月2日に受理しています。もう4年も前の請願を、態度を明らかにせず留保とするのは、それは議会として今まで何をしてきたかと問われます。この19年10月2日のもの含めて全部留保するということになりますと、請願に対して大変失礼な話です。これはぜひ採択すべき話だと思います。ぜひ採択、少なくとも採決してください。

討論 なし

採決 賛成多数で採否を留保するものと決定した。

※所管事項

質疑

(職員の事務処理ミスについて)

樋口委員 知事の新任期が始まりまして、私たちは最後の任期ですから、総務部というか、人事課にお聞きしたいんですけども、やはり事務処理のミスが非常に多くて、県行政の信頼を損ねているような気がするといいますか、事実があるのではないかなと思います。福祉行政はほんとうに複雑になっているんでしょう。福祉保健部所管のところによくミスが散見されますけれども、私たちの任期、この1期の4年間の中でも、農政部や、あるいは福祉保健部や教育委員会において単純ミスから、あるいは国と地方とのお金のやりとりの中での複雑な事務処理ミスとか、あるいは市町村に迷惑をかけるような事務処理ミスがありました。

先ほど予算審議の中で、人事課長のほうから、事務管理を徹底するために研修をしっかりとやるという話もありましたけれども、もちろん各部局でそれはやるんでしょうけれども、国のいわゆる景気雇用対策で基金がますます増えてきたり、それをどういう処理するかというような事務事業が増えてきている中で、どのようにその辺は考えて新年度はやっていくのかというようなことを、総務部といいますか、人事課といいますか、全体を見渡して、全体を所管する立場でお聞かせいただきたい。

原間総務部次長 委員御指摘のとおり、職員の不祥事といいたいまいしょうか、事務処理ミスも含めまして、不祥事が多いことで、以前から議員の先生方からはおしかりを受けているところでございます。これまでも、知事の訓示とか職場会議など、さまざまな機会をとらえて、服務規律の徹底を図ってきたところでございます。しかしながら、不祥事が後を絶たないという現実があるわけでございますので、外部有識者や企業経営の経験者等からなります、不祥事根絶懇談会というものを昨年12月に立ち上げをいたしたところでございます。今後は、この懇談会の中で、不祥事根絶に向けました、御意見、御提言等をいただいて、それを何らかの形で対策等に反映してまいりたいと考えております。

樋口委員 去年の12月、根絶懇談会を立ち上げたということでもありますけれども、知事さんが新任期になられて、そのことについては何か触れられましたか。

原間総務部次長 不祥事根絶懇談会そのものにつきましては、私ども総務部のほうが当初予算とか人事異動の作業等があるということで、じっくりとした対応ができかねるという場面が多々あるかと思っておりますので、根絶懇談会の委員のメンバーの皆さんにその旨をお断りさせていただいた上で、4月以降、開催をさせていただくということで御説明をさせていただいておるところでございます。したがって、この件につきましては、まだ知事とは直接打ち合わせ等はさせていただいておりません。

樋口委員 市町村行政を含めて、やっぱり行政には多くの責任を持っていただいて、知事も県民を守るとりでという言い方も昨年来されていましてから、信頼回復に努めていただきたいんですけども、国と地方の関係といたしますか、今のこのところの経済対策等々、この山梨だけではなくて、全国的に同じことだと思いますけれども、ほかの県でも、福祉保健部の措置費の問題とか、また今日も何か新聞に出ていましたけれども、ほかの県の状況なんかはどうなんでしょう。

原間総務部次長 すみません、手元に他県の状況等を整理したものを持ってはおりませんが、少なくとも法令上の解釈の違いとか運用上の解釈の違いというところで、頻繁には申しませんが、全国的にはこういった例はあるものと考えております。

樋口委員 骨格予算編成ですから深くは聞きませんが、またの機会があればまたの機会にしますけれども、うまくいっている県の例とか、あるいは、先進県という言い方はおかしいんですけども、今までの従来の事務研修のやり方、事務管理のやり方とは違うやり方を新たに、ほかの県がやっているようなことを取り入れたり、あるいは研修に行ったり、見聞きをして、あるいは集中的に勉強に行ったりして、ここ数年来起きていた事務処理ミスがなくしていこうというような、そういう考え方は新年度に向かってどうなんでしょうかね。お持ちにならないですか。

古賀総務部長 この問題につきましては、非常に我々も頭の痛い問題でございまして、昨年の末に不祥事根絶懇談会を設置させていただいて、これから夏に向けて本格的に、まさに今、委員のほうから御指摘をいただいた、全国のさまざまな研修の取り組みとか、あるいはどこの県も定数削減を進めている中で、チェック体制のあり方とか、そういうことを含めてよく勉強して、そして、できる限り、今後、不祥事あるいは事務処理ミスが起こらないような、しっかりとした体制をつくっていきたいと思っております。

不祥事の問題というのは、職員の自覚をいかに一人一人しっかり植えつけていくかというのが非常に大事ですし、事務処理ミスの問題についていうと、どうしてもミスというのは個人レベルでは発生いたしますから、組織として、それを最終的にミスとして通していかないようなチェック体制、そして、個々の職員の事務処理に当たっての知識等をしっかりと研修等を通じて上げていくということの両輪の意味での取り組みが必要だと考えております。

今、国の景気対策等もありまして、委員も御指摘のように、県庁全体あるいは各所属ごとで見ましても、事務量が非常に膨らんでおります。そういう中で、定数もそろそろぎりぎりまで絞ってきているという状況でございますので、こちら辺でもう1回気を引き締めて、そうした最小の人数で効率的にしっかりと行政運営を行えるような体制の構築をもう1回じっくりと考えたいなど思っておりますので、またその辺につきまして、いろいろ御提案等も、議会を

はじめ、皆さんからいただきながら、しっかり考えていきたいと思っています。

(人件費の削減について)

前島委員

私も最終年でございますので、行政改革と人件費問題の削減をいかに図るかという点で、当局の考え方を聞かせてもらいたいと思っています。御承知のように、行政改革が叫ばれ、深刻な、1兆円を超える財政赤字を抱える本県にとって、これをいかに解消し再建を図るか、そして、改革を進めるかという流れの中では、何といたっても、総会計予算に占める人件費の問題について、どうしても改革、削減を図る努力をしていかなければ、私は行政がこのままでは行き詰っていつてしまうと思います。執行部も財政運営について、歴代、いろいろ懸命な努力をしてくれていますけれども、今のこのままで、とても削減の先行きの見通しがつくものではない。もうほんとうに民間の会社ならば、破綻に近い財政状況に立ち至っているのではないかという心配を持っているわけです。

そこで、まず総括的に、人件費問題の削減について中長期的にどうあるべきかという点について、総務部長の見解をひとつ聞かせてもらっておきたいと思っています。

古賀総務部長

人件費につきましては、ここ数年と申しますか、特にこの4年間は、行政改革大綱の中で633人という削減目標を定めまして、そして、これを上回る形で達成もしてきました。そして一方、非常に景気が低迷しているということもありまして、給与水準が民間でもかなり押さえられているというようなことを人事委員会の勧告でも反映されまして、それに伴って、職員給も適宜引き下げ等を行ってきたということもありまして、人件費につきましては、この4年間ぐらいで見ますと、当初予算ベースの比較では、かなり目に見える形で抑えられてきたと思っております。

ただ、こうした取り組みにつきましては、委員も御指摘されておりましたように、県財政全体から見ますと、やはり人件費のウエートはまだ非常に高いという状況もございますし、今後、公債費あるいは社会保障関係費といった義務的経費が増蓄してくるという状況もございますので、我々もさらに行革を進める中で、人件費についてはしっかりと管理をしていかなければいけないとは思っております。

ただ、この問題について考えていただく際に頭に置いていただきたいのは、職員数の削減というのは、我々はなかなか生首は切れませんので、退職者の補充の抑制という形で実施をしております。結局、その抑制の仕方というのは、本来なら退職者が100人のところを新採用の職員を100人採るはずなんですが、これを50人採るというやり方をしています。

実はこれというのは、短期的には人件費の削減としては、結局は新採職員の50人分の給料という形でしか出てこないわけなんです。ですから、行革の効果は、実は定数削減を進めていった場合に、削減した数に比例する形で人件費が減っていくかということ、実はそうではありません。人件費の減り方というのは、まず新採用の採用をこうやって数年抑制していきます。その効果は、それが10年、20年、30年先に、先になればなるほど、人件費の削減効果はどんどん大きくなっていきます。

ですから、県庁職員で申しますと、大体20から60まで40年ぐらいスパンがあるわけですがけれども、ちょうど職員が入って20年目ぐらいのところ、その人件費効果がきちっと平均的に出てくるようになるわけです。ですから、言葉をかえると、ここ数年、職員数の削減を非常に一生懸命やっておりますけれども、この効果と申しますのは、実は10年、20年後にはかなりきいてく

と思っています。ですから、中長期的な視点でいきますと、行革への取り組みというのは相当、足腰を強くするという意味では、それなりの長期的には効果が出てくるのではないかと考えております。いずれそうした先のこともきちんと見通しながら、取り組んでいく必要があるとは思っています。

前島委員

ここ近年の決算状況を見ておりましても、御承知のように、5,000億円を下回る、本県の非常に貧寒な財政運営の実態でございますよね。その中で、経常収支比率が一段と高まっている状況の中で、我々が、知事がいろいろな政策を掲げて再選を期す流れを見ていても、実は非常に同情に値する実態なんです。知事の政策予算、投資的経費なんていうものは、ほんとうに硬直した財政の中にわずかしかない。全く数百億円ぐらいしかない。こういうことで、ほとんどが義務的経費です。もうどうにもならない、救うことのできないような状況ですよ。

これをどのようにしていったらいいかという財政の本論をいまいしやっぱり、行政に携わっている職員の皆さん方は、県民のための行政という覚悟に立って洗い直す、本格的な行政改革や財政再建の道筋をみずからつくっていくという努力をしていかなければだめではないかと私は感じているんです。

そういう点で、本県の状況、イコール国の状況。国の経済の状況というのも、もう日本がひとり勝ちの時代は終わって、追い上げられ、そして、行き詰る、いわゆる経済環境の世界のグローバル化の中にある。こういう状況の中で、少子高齢化も深刻に加速をしている。特に本県は一足早い速度で、これから、あと、御承知のように、平成を数えて25年後を展望すると、山梨県の人口というのは、おそらくこのまま推移をしていけば、大体、峡東全域がなくなっていくぐらいの人口が減少し、本県は70万人そこそこの県になっていくことは明らかなんです。

この状況の中で、我々は歴代の行政官の人たちが、これを展望して、これを中期的に、長期的に、真剣に財政の問題に取り組んでいかなければ、皆さん方の歴史的使命は果たせないのではないかと、私はそういう視点で今の県の深刻な財政状況を見させていただいております。そういう点で、もう少し詳細な見解を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

古賀総務部長

確かに経常収支比率につきまして、今、本県が93%ぐらいなんです。全国的に47都道府県ということで見ると、実はこの93というのは大体13番目ぐらいで、いいほうではあるんですけども、ただ、かつて経常収支比率、これが健全な団体ということの基準としてどれぐらいが適当かというのは、20年ぐらい前までは80%が目安だと国も言っておりました。そういうことからいって、今、この93%というのが、本県は比較的低いと言っても、これは全くそういう観点からいって、非常に心配なレベルだと思っております。

そもそも今の地方財政制度全体が、交付税財源をはじめといたしまして、非常に国の財政が逼迫をしている中で、これが制度としてどれだけ持続性があるのかということについては、正直、地方団体としては、今、非常に懐疑的といいますか、不安な状況であるわけで、そこら辺は今、国のほうでも、税の問題というような形で御議論もいただいているところではあります。

県としては、そうしたことについては、知事会等を通じて、やはり地方財政制度全体の持続性を確保する、安定的な財源、行政運営に必要な財源を確保していくという観点から物は申していくわけですけども、我々としては、当面できることに全力を注いでいくという点で、事務事業の見直しとか、さまざまな行革の各項目に、引き続き、大変な緊張感を持ってしっかりとした取り組み

を行っていくということが当面、我々にできることということではないかと思
います。

そういう中で、少しでも無駄を廃して、そして、政策予算として使える一般
財源を確保していくことによって、委員からもおっしゃっていただいたような、
知事さんが政策的に使える予算を1,000万円でも、100万円でも増やし
ていくということをしつかりやっていく必要があると考えております。

この問題につきましては、正直、責任ある答えをしようにも、県レベルとし
て、責任ある、しっかりとした、明らかな展望、はっきりとした展望を持った
お答えがなかなかできないのがなかなかじくじたる思いはございますけれど
も、しっかりとした問題意識を持って、そして、個々の職員がしっかりとした
緊張感を持って、しっかりとした予算編成、予算執行等に当たっていく。そし
て、事業の新陳代謝という点での見直しについては、恐れずしっかりと取り組ん
でいくということかと思えます。また御指導よろしくお願ひしたいと思えます。

前島委員

なかなか一朝一夕にいかんことはよくわかります。しかし、具体的に私の私
見を述べさせていただくとすれば、5%の人員の定数削減に横内知事が取り組
まれた。それで、それを積み上げられた。私は一気に今の財政を克服していく
ためには、4年1期で5%、2期目は10%に近づけていくという、そういう
目標に向かって人員削減を図る。その努力の目標というものが、私はそれこそ
やらなければもうだめだということへ来ているのではないかと思えます。

もしそれができないとすれば、もちろん新しい人たちも、これは歴史的に
順々に採用していかなければならない。さりとて、現職を削減のためにやめて
もらうということもできない。だとすれば、ここにいる幹部職員の方々には大
変失礼だけでも、やはり財政を再建していくためには、少なくとも、後期給料
表という二本立ての給料表をつくって、人件費の削減を果敢にやっぱりやっ
ていくという努力。現在55歳を過ぎますと、皆さん方の昇給はストップになっ
ていることも努力の一端だと思うんだけど、後期給料表、1年増すごとに順
に下がっていくというようなそういう取り組みもやっぱり織り成していく取
組みが必要な時代に入っているのではないかという感じもしないでもない
んですね。皆さん方への大変失礼な提言、意見なんだけれども、とにかくこの
状態では市町村を含めて、財政破綻の状況は免れない状況に立ち至っている
という点で、私は行政改革が必要だと思えます。

今、ここに選挙管理委員長がおいでになっております。この行政委員の方々
の費用弁償が月額制から日額制に切りかえられましたね。日当にしたというこ
とは、私、行政委員の社会的権威を大変心配をしているんですね。やっぱり社
会的権威があつて、行政委員がそこに存立をするんだと。それを費用弁償が日
額制だという、これだけの犠牲、負担を強いている状況の中で、私たちの県
の幹部の皆さん方や行政が、少なくとも後期給料表みたいなものをみずからつ
くって、1年増すごとに少しずつ下げていくというやり方を含めて、やっぱり研
究をしていく必要があるのではないか。私はそういう私見を持ちながら、今の
財政再建のあり方を深刻に受けとめているわけですね。

そんなようなことも含めて、再度、山梨県の行政改革、そして、財政のいわ
ゆる再建について所見をもう一度聞かせてもらいたい、そんな感じがしますね。

古賀総務部長

ただいま委員のほうから御質問があつた中で、まず最初の前段でございま
すけれども、職員の定数削減について、もっと思い切った削減をすべきではな
いかというような御提案もいただきました。この点につきましては、実態を申し
上げますと、実は県の職員は1万4,000人おりますけれども、御案内のと

おり、教職員が9,000人近く、そして、警察官が2,000人、そして、一般行政職が3,000人という構成でございます。このうち、県民サービスを低下させずに職員数の削減をするということでは、努力の余地というのは一般行政職の部分が最もわかりやすいわけですが、ここについては、実はこの10年間で、10年前を100といたしますと、今が83、つまり、6人に1人を減らしてきたということで、実は率にしますと17%ぐらい減らしてきたというのがございます。

そして、問題なのは、一般行政職については、そうして、もう今、3,000人を切るぐらいのところまで来ているわけですが、あとは、結局、教員と警察官、そして、警察官については、治安対策の強化ということで、ここ数年はむしろ10%ぐらい定員が増えています。今議会でも定数増の条例について御審議をお願いしておりましたけれども、そういう中では、実は残っているのは教職員の部分ということになります。

こちら辺は結局、少人数学級なんかを導入していきますと、必然的に教職員数を抑えるというのは難しい。むしろ対象学年を広げれば広げるだけ、教員数は増えていくというものがありますので、実は人件費というか、職員数の削減の問題というのは、今、警察行政あるいは教育行政をどう考え、どう行っていくかということとほとんど裏腹のところまできています。単に行革、スリム化という言葉だけではなくて、教育行政あるいは警察行政というサービスの水準をどう考えるかということと裏腹というところまで問題が来ているという点では、県として、この10年間相当努力はしてきましたけれども、今後ということでは、そこら辺まで議論の俎上に上げないと、もう一段の踏み込みというのはなかなかできない。そこにコンセンサスが得られるかどうか、かなり難しい段階に来ているのかなと思っています。

そして、もう1点、給料の削減につきまして、特に後期給料表といいますか、そうした御提案をいただきましたけれども、まさにそうした人件費の抑制に向けて、給料の制度の問題をどうしていくのかというのは、これは今、国レベルでも盛んに議論がされているわけでございます。県レベルとしては、今の制度というのは、人事委員会勧告制度というものがありますので、これを踏まえる中で対応していくというのが基本にならざるを得ないとは思っています。

ただ、そういう中でも、今、本県は、全職員を対象とした、非管理職まで対象にした、給料の特例減額を導入しております。これは実はこの4月の時点でどうなるかというのを今、調査いたしますと、非管理職まで削減対象にしているのは全国では14県です。そういう点では、その中の1つが山梨県ということですから、山梨県は相当頑張って踏み込んでやっているということは、全国的に見れば、御理解はある程度いただけようかと思えます。

ただ、人件費の問題については、根本的に今後どうあるべきかというのは、今、国レベルでも盛んに議論がされておりますので、我々としてもそういう議論の動向については十分注意をしながら、適切に対応をしていく必要があると思っています。今直ちに委員の御提案に対してどうだという御見解を申し上げることはできませんけれども、おっしゃるような御提案をいただかなければいけないような、県財政として非常に厳しい、危機感を持つべき状況だということに對しましては、我々としてもきちっと受けとめて、今後、行政運営に生かしていきたいと思っております。

前島委員

私が後期給料表の話をしたのは、労働基準法の定年制問題がますます延長の方向に向かいますよね。平成23年を目途に63歳までにしなさい、25年には65歳まで持っていきなさいと、こういう方向が出ている。しかし、県職員

の場合においては、60歳で皆さんが自主的に御退職をされて、第2の就職先を選ばれて、それぞれ努力をされていく。それがまた天下りだといって、県民からも指摘をされる。

こういう問題があるんだけれども、私は、いずれそういう方向に延長していかなければならない流れの中では、やはり後期給料表をもって、そういう方向に踏み込む準備をしていかなければ、皆さん方も将来的な、やはりこれだけの長寿社会、そして、人生80年、さらには90年の時代に向かっていくときに、60歳で退職することはあまりに大変なことだと思ったり、年金問題を考えても、そういう問題の取り組みを展望しても、高い給料の段階に入っている皆さん方の後期の方々については、そういう方向で延長の問題を絡めながらも、やっぱり県財政の削減、財政再建に向かってこぎ出す努力を果敢にしていかなければだめだと私は思ったりして、こういう話をしました。

確かに、教員とかあるいは警察官とかというのは、義務的、国の定数問題がありますから、それはなかなか簡単にはいかない。けれども、これは国家的な取り組みの問題解決をしなければどうにもならないんだけれども、とにかく行政に占める人件費の割合はもうほんとうに大変な割合を占めている。そのために、住民サービスがますます経常経費の圧迫の中で、予算は大型に組んでみたところで、ほんとうに投資的経費はわずかなものに終わっている状況だと、こういうことを私は憂いながら、最後のまとめの部長の御答弁をいただいて終わりたいと思います。

古賀総務部長

ただいま非常に具体的といいますか、真剣な踏み込んだ御提案もいただきましたけれども、定年延長の問題等も具体的に動き出している中で、そうした問題意識を御提示いただきましたことは、我々としてもしっかり受けとめる必要があるかと思えますし、今後、行財政運営の中で、しっかり危機感を持って、県民から信頼をされる、また、将来に向かって、子、孫の世代に責任の持てる財政運営ができますように、しっかりとして取り組んでいきたいと思えます。

(職員のメンタルヘルスについて)

内田委員

1点だけお聞かせ願いたいと思えますけれども、職員のことではほんとうに申しわけない。世の中が複雑になってきて、これは県の職員ばかりではなく、一般の企業で働いている人たちもそうだし、あるいは他人の関係ではなくて、家庭の中でもそういうことが多分あると思うんですけれども、今現在、知事部局という、先ほど、職員の数が、教職員が9,000人で、それから、警察の職員が2,000人、行政が3,000人ぐらいという話が出ましたけれども、職員の中で長期に職場に出てこられなくて休んでいるという、長期欠勤をしている状況は、今、どのような状況になっていますか。

山本職員厚生課長

職員のメンタルヘルスの関係でございますけれども、いわゆるけがとかそういうものを含めると、平成21年度では120人の方が養護措置、お休みをとったということでございます。なお、この中で、心の病、メンタルヘルス、心の健康を害した人は49名おりまして、全体の養護措置に対するメンタルでお休みをとった職員が40.8%でございます。

内田委員

前にも私は個人的に調べさせてもらったことがあったんですけれども、そういう休んでいる人たちの4割ぐらいが、メンタルといいますか、うつとか、要するに、心療内科に行ったりとか、精神科の先生のところへ通ったりとかということをしていて、あるときに、例えば6カ月休んで、復帰をした。だけど、

1週間でまた元へ戻ってしまったという例も、私も実は自分の子供の同級生などの関係の中で県の職員の中にも何人かいるんだけど、これは表にはもちろん出せないことですが、相談に乗ってあげたりしたこともあるんだけど、なかなかそれが難しいと。

それで、非常に気になっているのは、職場というのは当然人間関係がありますよね。特に県の職員というのは、何かを生産したり、つくり出す職場ではないですよね。ほとんどが職場の中での人間関係とか、あるいはそこへサービスを受けに来られる人に対する関係とかということで、とにかく相手が人間ですよ。人間同士の付き合いの中でいろいろなことが起きてくるんだけど、例えば職場転換みたいなことをしますよね。この本庁の中で働いていて、出先といえますか、そういうところへ出してあげて、いつときいいように感ずるんだけど、またやはり元へ戻るということを繰り返していくというかね。

そこで、その49人という数字が多いのか少ないのか。休んでいる人たちの中で40%、41%弱ぐらいですよ。私は多いと思いますよね。そこで、私が今言ったような、休みというのがどのぐらいとれるのかちょっとわからないんだけど、そういうことを繰り返している人も多分、かなりの数あると思うんですけど、その辺についてはどうですか。

山本職員厚生課長 まず、1回説明したいと思いますけれども、メンタルでお休みする、いわゆるいろいろなストレスなんかの場合だと、例えば1つのコップの中にいっぱいの水を入れると、そこであふれていってしまう。それがストレスとして出てくるという状況です。ですので、そもそもストレスの原因というのがいろいろありまして、例えば家庭もあるかもしれませんし、人間関係もあるかもしれませんし、その他自分の趣味の関係もある。そういうストレスがコップの中にたまって、あるストレスが入るとそこがあふれてしまうという状況で、皆さんが思い悩んで、ストレス、メンタルになってしまうという状況でございます。

例えば今、県でも、お休みをして、病院の精神科の先生に職場復帰は大丈夫だねという判断をいただければ、直接復帰する方もいますけれども、リハビリをやっております。例えば十分に復帰できるんだけど、まだちょっと不安があるということで、そのリハビリ。例えばまず出勤をして、まずコピー焼きから始まって、いろいろな、ケースケースによって違うんですけど、そういうリハビリをやって、自信を持って職場に復帰するというのもかなりやっております。

また、それで職場復帰できれば、十分に仕事ができるということでございますけれども、例えば、けがだと完全に基本的には治るんですけども、そもそもメンタル、うつはいろいろなストレスが加わってしまうと、また発症してしまうということがございます。ただ、先ほど言いましたように、それがそもそも職場の人間関係なのか、仕事なのか、家庭問題があるのかということ、なかなか本人でもわからないという状況の中で、我々職員厚生課としては、そういう職員のために、いろいろな相談をしております。また、本人が例えば相談しにくいのであれば、匿名で精神科の先生にも相談に乗っていただいています。今、そういうふうに一生涯懸命やっているとござります。

また、過去メンタルでお休みになった方がまたメンタルになったと、どれぐらいいるかという御質問があったんですけども、すみません、それについては今、手元に資料がございませんので、お答えできません。

内田委員

これは直接県の職員とはかかわりはないかもしれないけれども、例えば心の病というのは、非常にエリア、範囲が広いんだけど、そういう中で、高じた

場合に自分の命を断つということだってあるわけなんですよ。県の職員にそういうことがないとも言えないし、過去に多分あったと思うし、表に出てこない事例があるから、そういうのは一般の社会でも当たり前のことなだけけれども、そのときに大事なことは、例えば大学を新卒で出て、山梨県の採用試験にパスして、あるいは特に優秀な成績でパスした人にも結構あるんですよ。どうしてこの人がこの職場に勤められないのかなと、私たちが相談をしてもわからないような事例っていくらでもあるんですよ。

そして、復帰して、しばらくしてまた同じ状況に戻る。さっき、うつの話が出て、これ、書物なんかによく連載される心療内科の先生とか、あるいは精神科の先生によっては、うつは治らないという先生もいるんですよ。薬なんかいくら飲んだって治りませんよと言う先生もいるんですよ、実際は。だけど、そう言われてしまうと、うつという病気を持った人には明日はないということになってしまうんだけど、私も必ず治せると思っているんだけど。

一番大事なことは、ケアみたいな部分をどうしていくかということで、さっき、人数がまだ把握されていないというんだけど、これ、管轄は、直接は職員厚生課ですね。私も実は精神科の先生とも何回も向き合って話をしているんだけど、やっぱり職場の、復帰したときに受け入れてくれる側の上司みたいな人にほんとうの意味の理解者が必要だということもよく言われたんですよ。そういうケアみたいなことをしてもらいたいと思うし、49人の人たちがいずれは、さっき職員を削減するという話も出たんだけど、遂にはやめていかざるを得ないような状況になってしまうというのもやり切れないと思うんだけど、その辺のケアをぜひ図ってほしいなと思います。

精神科ですかね、心療内科ですかね、実際は私はどっちになるのかちょっとわからないんだけど、県の嘱託医みたいになってくださっている先生がいるはずですよ。そういう先生との連携みたいなものを密にしていきたいなと思います。49人というのが多いか少ないか私にはわからないんだけど、数年たったときに、この数が20人とか30人になるような形にぜひしていきたいなと思います。答弁は結構です。

(職員定数について)

小越委員

私も職員の定数のことをお聞きします。先ほど行政職3,000人ぐらいのうち、10年間で約17%減らしてきた、6人に1人減らしてきたというお話がありました。今後の削減する予定というのはどのようになっているんでしょうか。

原間総務部次長

現行の定員適正化計画につきましては、23年4月1日までということで、633人、4.2%の純減という目標を掲げて進めてまいりました。この目標につきましては、おおむねそれを達成できる見込みでございます。その後の定員管理につきましてはでございますが、以前は、国のほうで、集中改革プランというものを各自治体において策定を進めるようにということで、全国一斉の取り組みが行われたわけでございますけれども、今年の1月5日でございますか、片山総務大臣が閣議後の記者会見におきまして、以前進めてきた集中改革プランにとらわれることなく、自治体では業務と職員のバランスはみずから考えて、これから定数管理をやっていただきたいという御発言もございました。今後、国のほうでどんな方針をお示しになるかというところがございまして、そういった国の動向とか、他県の動向も踏まえる中で、方法論も含めまして、引き続き、適正な定員管理を実施していきたいと考えています。

- 小越委員 ということは、もうこれ以上は削減しないという方向で、もうこれで終わりということによろしいのでしょうか。
- 原間総務部次長 一般行政部門につきましては、先ほど総務部長からも話がありましたけれども、でき得る限りの削減をするという目標のもとに進めてきた背景がございます。一方で、教職員につきましては、先ほどお話が出ましたけれども、文科省のほうで、義務教育関係の教職員を計画的に増やすという計画が片方がございます。したがって、今後は一般行政部門を単純に削減していくという方法がとれるかどうかということも含めまして、検討をさせていただきたいと考えております。
- 小越委員 1万4,000人というのは、教員9,000人、警察2,000人、行政3,000人、これはいわゆる正規職員だけの人数でしょうか。それ以外の、非正規労働者というか、臨時というか、期間採用の先生も含めて、教員、警察、行政職でその方々は何人いらっしゃるのでしょうか。
- 原間総務部次長 すみません、教員とか警察につきましては手元に数字がございませんけれども、知事部局ということで申し上げますと、いわゆる臨時・非常勤につきましては、22年4月1日でございますけれども、臨時職員が272名、非常勤の職員が306名という数字でございます。
- 小越委員 合わせますと578人、この数字は増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。これから増えていくとか減っていくのも含めて。
- 原間総務部次長 この数字につきましては、平成13年ぐらいをピークといたしまして、減少してきております。
- 小越委員 そうしますと、正規職員も減る、そして、臨時職員も減るという中で、先ほど部長が、業務量が複雑化している。定数もぎりぎりになっているとの答弁がありました。事務処理が増えていると。それは人が少ないからというものもあると思うんです。ストレスがたまっている方、ストレスの問題、それは業務の量に対して、職員が少ないことも一因です。業務がすごく増えて、複雑化されて、高度な知識を求められたり、それから、即決判断しなければならないことも含めているのにもかかわらず、正職員は減らされ、非正規労働者も減らされてきますと、それは業務量ばかり増えて、職員が少ないんですから、普通の考えでいくと、ミスが増えるのは当然だと思うんです。
- それでお伺いします。先ほど次長からありましたけれども、片山総務大臣がこの前1月5日に、集中改革プランという法的根拠のない仕組みを全国に強いてきた、これの解除ですと。もともと法的に有効な通知ではありませんからということを行っているんですけれども、そうしますと、集中改革プランに基づいてこのやり方をやめるということによろしいでしょうね。
- 原間総務部次長 集中改革プランなるものにつきまして、国がさらに同じものをつくるかどうかにつきましても、現時点では不明ということでございます。また、業務量が単純に増えてきているという話があったのですが、私どものほうでは、計画的な定数の削減に当たりましては、組織のスリム化とか、事務事業の見直しなどを行って、職員に過重な負担がかからないよう、できる限り配慮する中で実施してまいったと考えております。メンタルの職員が増えているということ

がございますが、それがただ単にいわゆる業務量が過多なのかどうかにつきましては、それは複合的な要因ということも考えられるわけございまして、単純にイコールと考えられるかどうかにつきましては、私ども、お答えができかねる状況でございます。

小越委員

でも、それは1つの要因だと思いますよ。それが全部、オールではないかもしれませんが、それは普通に考えられる要因ではないかと思います。

それで、先ほど、業務量が増えてきたけれども、それは違うところというのは、それがいわゆる官製ワーキングプアで、指定管理者なり、それから、委託されたり、それから、外に出している。そうしてきますと、片山さんは知事をしていましたから、よくわかっていらっしゃると思うんですけども、官製ワーキングプアをどんどん生み出してきているんですよね。本来、官がやらねばならないことを民にやらせたり、そして、下請したり、それから、指定管理者制度でどんどんコストカットをしてきて、そして、アウトソーシングをかけてきましたから、片山さんが言っていましたけれども、自治体は、会社に対して「正社員を雇え、雇え」と言っていますけれども、官みずからがどんどん縮小して、非正規労働者に置きかえたり、業務委託をしたり、外へ出したりしているということになりますと、やっていることと言っていることが逆だと思うんですよね。

部長にお伺いしたいんですけども、この片山総務大臣が、これからは業務と職員のバランスを考えて、みずからが定数管理を考えてもらいたいと。先ほど、集中改革プラン、総務省の指示がないからわからないと言ったんですけども、県として、今のこの人数と業務量のこと、集中改革プラン、総務省の意向を受けずに、これから定数管理、逆に増やしていくという方向で切りかえていかないと、後々大変なことになると思うんですけども、部長、このお考え、総務大臣の片山さんのお話を聞いて、いかが見解をお持ちですか。

古賀総務部長

まさしく今、地方の定数管理の問題は大きな岐路に差しかかっていると思うんですね。今までは、国のほうから集中改革プランのような形で、全国的にパーセンテージを示されて、号令をかけて、そして、それを踏まえて、各県ごとにその目標をクリアしながら、場合によってはそれに上乗せをするような目標を各県ごとに定めて、それを実施してきたというのがここ10年ぐらいの行革、定数削減であったわけです。今、国のほうで、そうした一般行政職の削減もこの10年ぐらいで相当やってきたと。本県で17%ぐらいやっているわけですけども、全国的にも他県も似たような状況ですから、そういう点ではそこら辺はかなり進んで、業務量とのバランスでいうと、だんだん限界にきているという問題です。

もう1つが、よりきめ細かな教育といったような形で、先ほどの少人数学級を小1から中3まで全部導入するとなった場合には、これは、すみません、教育厚生委員会で教育委員会のほうから答弁をさせていただいていると思いますけれども、たしか記憶では、全国ベースで教員を2万人ぐらい増やさなければいけないというような話ではなかったかと思います。これは本県でも計算すると、むしろ教員は200人ぐらい増やさなければいけないという話だったかなと記憶しております。ですから、少人数学級を進めていくために、地方公務員の数自体を抑制するのは必然的に難しくなってくるということは国も認識をしているようございまして、そういう点では、今までのように、全国一律で何%というような目標を、号令をかけて、定数削減を進めていくという手法はもうなかなかとれないというか、現実的にはなかなか難しいという見解を持

っているんだろうと思います。

本県でも、それでは、どうするのかということについては、今度の行動計画の中で、また行革というものをこの4年間、目標として考えていく中で、そこら辺も議論してまいりたいと思いますけれども、本県でも、特に少人数学級につきましては、全国でも先駆けてやっていきたいということを表明させていただいている中で、従来のような形での単純な数字目標ということでの職員定数の削減というのは、なかなか今、実態に合わなくなっているなというような認識は持っております。

ただ、職員といいましても、教職員、警察職員、それと一般行政職員というような区分がある中で、それぞれでどういう工夫なりをしながら、より効率的な行政体制をつくっていくかということについて、しっかり議論をしながら、自治体として、行政サービス水準のきちんとした確保も含めて、この問題を考えていきたいと思っております。

小越委員

教員のところは、今回、少人数学級導入に伴って、少しも増えないんですね。少人数学級を小学3年生までだとしても、学校の生徒の数は小学校も中学校も減っているわけです。少人数学級をやったとしても、27学級増えたとしても、24人常勤換算しても、全体の数が減っていますので、もっと増やせるはずなんです。教員のところは、高校でいくと、期間採用の先生が非常に多いです。特別支援学校は4分の1ぐらい期間採用と言われています。このところはやっぱり正社員に置きかえていく。そうしないと、ほんとうに官製ワーキングプアがすごく増えていくわけですよね。それがやっぱりサービスの低下につながる。それは片山総務大臣がこのままではまずいと。官としての公の責任がとれないんじゃないかということ非常に危惧していることを、私は総務部長もしっかり受けとめて、削るのではなく、増やす方向で今、大きく切りかえていく。そうしないと、あと10年後、20年後に大変なことになると思います。

私は逆に、お金を削減するというのであれば、先ほどの海外視察じゃありませんけれども、議員のところがみずからまず議員報酬を削らずに職員ばかり削れというのは、それは筋が違ふと私は思います。議員の研修はフリーパスで行きますけれども、職員の皆さんの研修はちゃんと決裁をとって、報告書もきちんと出さないといけないわけですから、それがやっぱり議員はもっと報酬そのものを下げていかないと、職員だけ下げろというのは、それは筋が違ふと思います。私は議員の報酬そのものをまず下げることのほうが先じゃないかと思えます。集中改革プランにとらわれずに、山梨県の実態に合った、サービスを低下させないような、やっぱり増やしていく、給料も上げていくという、正社員化していく方向をぜひお願いしたいと思えます。

(財務規則上の仮契約について)

小越委員

もう1点、最後にこれだけ、ちょっとわからないので、お聞かせください。本会議で御答弁があり、山梨県の財務規則によりますと、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得・処分に関する条例で、仮契約書を取り交わす。仮契約書は、その次の議会に議案を提出しなければならないと財務規則第106条に書いてあるんですね。これをもって多分出されたと思うんですけれども、この財務規則の仮契約というのは、契約とほぼ同じと考えてよろしいんですか。

清水管理課長

基本的に仮契約は本契約とほぼ同じでありまして、内容的には、その中に1文、議会の同意を得た後、これは本式になるという文章が書いてあるというこ

とで承知しております。

小越委員　　そうしますと、この財務規則第117条に、契約担当者は、すなわち、県だと思わすけれども、必要だと認めたときは、相手方と協議の上、契約を変更し、または履行を中止することができると思いますけれども、これは今回の案件にかけて、変更、履行を中止することができると思いますよ、よろしいでしょうか。

清水管理課長　　財務規則の中で、契約についてうたっているところもございまして、そのとおりということだと思います。

小越委員　　ということは、必要があると認めたとき、相手方と協議の上、契約を変更、履行を中止することができることになりますから、今の時点で必要があると県が認めた場合は、履行を中止することができる。だから、案件を上げなくてもいいと読み込んでよろしいですか。

清水管理課長　　要は、議会の議決を要する契約ということで今おっしゃっているんだと思うんですけれども、財務規則106条では、議会の議決を要する契約を締結しようとするときは、議会の同意を得たときに当該契約をする旨をまず落札人に告げます。その後、仮契約書を取り交わす。先ほど、仮契約書というのは、いわゆる民々の契約でありまして、それにつきましては、基本的には本契約とほぼ同じ内容で、いわゆる停止条件というか、解除条件がついているというものであります。

ちよっと昔、昭和の時代に行政実例が出てございまして、その行政実例によりますと、いわゆる仮契約は、相手方に一方的に義務を強いるものであって、信義誠実の原則からまずいんではないかということがありました。その後、いわゆる工事案件につきましては5億円以上のものについては議会の同意を得るということが地方自治法上で決まっておりますので、自治法に基づきまして、議会の同意を得た後、契約が本式となるというものを契約書の中にうたって、仮契約を結ぶと承知しております。

小越委員　　117条の、契約担当者は必要があると認めたときは、相手方と協議の上、契約を変更し、または履行を中止することができるというのは、今回の案件も、必要があると県が認めれば、履行を中止したり、変更する、すなわち、上程しなくてもいいと読み込んでいいんですね。

清水管理課長　　契約の変更または中止ですよ。これはもう契約をした後の話ですよ。すみません、先ほどちょっと誤解があったのかもしれませんが、契約の変更、契約をした後、中止することもできるということをごうたっていると理解しております。

小越委員　　であれば、第118条、契約の解除。契約担当者は、相手方が次の各号に該当する場合は契約を解除することができる。その2つ目に、契約の履行について、不正な行為があると認めるとき。3、契約解除の申し出があったとき。4、その他契約上の義務を履行しないと認めるとき。ということになりますと、契約をした後でも、これは例えば向こうから申し出があった場合、それから、不正な行為があると認めるとき、それから、義務を履行しないと認めるときは、契約担当者、すなわち、県が契約を解除することができると思いますよ、よろしい

いですね。

清水管理課長 契約の解除、第118条ですね。契約担当者はということで、先ほどおっしゃったとおりの方が記載されてございます。契約を締結した後、相手方が契約を誠実に履行しないと認められるとか、契約のもともとの解除の申し出があったときとか、契約をしている間の履行につきまして不正な行為があったとき、そういうものについては契約を解除するということが財務規則で決まっております。

小越委員 ということは、契約をした後も、不正な行為、例えば談合とか、それから、義務を履行しない、そういうときには県が契約を解除することができるというふうに読み込んでいいんですね。不正な行為があったとか、申し出があった場合は、後でも契約を解除できるということです。

清水管理課長 これは契約の履行について書いてございますので、契約の実際に行っている中で不正があった場合と読み取ると解釈しております。

小越委員 契約解除の申し出があった場合、すなわち、向こうの業者から、「いや、それは解除したい」と申し出があれば、県とすれば、できるわけですよね。それと、契約上の義務を履行しない、契約上の義務というところで、目的や金額のところであった場合は、解除をこちらからすることができるんですね。

清水管理課長 そのとおりでございます。当然、相手方から、もう契約できませんというか、契約の履行ができませんということで契約解除の申し出があった場合については、契約担当者の判断で解除できるということでございますので、そのとおりだと思います。契約上の義務についても、それについては、その契約自体の中で履行ができない場合については解除できるということでございます。

小越委員 この案件は違うところですがけれども、この財務規則を読む限りでは、さっきのあの案件については、県がみずからのところで、契約の中止、変更、それから、契約した場合の後でも、契約解除の申し出があったとき、それから、不正な行為があると認めるときということで、解除できたり、そもそも提案しなくてもいいことがこの財務規則でうたわれていると読み込めるんですけれども、議会のときにはとにかく出さなければならぬということで出されてきましたけれども、本来はそうではないと思うんですけれども、そこだけ最後、1点確認して終わります。

清水管理課長 地方自治法では、仮契約からどのぐらいで議会の議決を締結するべきかということは、特に明文的な規定はございません。しかしながら、先ほどもちよっとお話いたしましたけれども、仮契約そのものが相手方に一方的な義務を課すものであるということで、信義誠実の原則から、行政実例におきましても、速やかに次の議会に提案すべきだということが書かれてございまして、それに基づきまして、財務規則では、次の議会ということであつて承知しております。

小越委員 契約の解除の申し出があったときには契約解除ができるわけですがけれども、今回の場合は、例えば県のほうから、相手先に対して、こういうことがあったということを含めて、議会も含めて、いろいろな相談をしたり、向こうの方と

申し出をするとか、それから、不正な行為とかを確認するということをしていないでしょうか。私は、このことが、不正な行為があると認めるときとか、義務を履行しないに当てはまる可能性があるのであれば、出さなくてもいいし、契約をした後も解除できると思うんですけども、部長、どうお考えですか。

古賀総務部長 申しわけありませんが、私がお答えできる立場にはないと思いますので、
答えを差し控えさせていただきます。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 鈴木 幹夫